

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年2月までの期間、48年4月から同年5月までの期間及び50年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年5月から47年2月まで
② 昭和48年4月及び同年5月
③ 昭和50年7月から同年9月まで

会社を退職したので昭和53年10月ごろにA市B区役所へ厚生年金保険から国民年金への切替手続きに行った。その時、「年金を払っていない期間がありますが、将来のため払っておいた方が良いですよ。」と言われ、後日、書類が届いたのでC信用金庫本店で、10万円から15万円までだと思いが保険料を納めたのに、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月当時実施されていた第3回特例納付期間中にA市B区役所で説明を受け、保険料を納付したとする記憶は詳細かつ具体的で、納付したとする金額も、特例納付したとする申立期間の保険料とおおむね合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、社会保険事務所の被保険者台帳及び申立人が居住していたD県E町の被保険者名簿では、申立人は、昭和45年5月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが記されているが、社会保険庁のオンライン記録にはその旨の記録が無く、行政の記録に齟齬が見られる。

さらに、申立人は申立期間以降、保険料の未納は無く、大半を前納していることが確認できることを踏まえると、保険料を一括納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年1月26日から33年3月1日まで

私は、昭和31年1月5日から33年2月28日まで、A社に勤務していたはずである。しかし、社会保険事務所の記録では、32年1月26日までとされているが、その日に退職した記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍証明書及び事業主や元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間についてA社に昭和33年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、申立期間において、継続して勤務しており、帯の製造の業務についていた。」と証言している上、申立人と一緒に勤務していた兄及び元同僚には、厚生年金保険の被保険者期間が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年10月及び元同僚の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和32年1月26日を厚生年金保険の

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から33年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を6万8,000円、同年9月から50年3月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から50年4月1日まで

A社の子会社であったB社に昭和48年1月6日に入社し、49年4月1日付けでA社C工場に転勤を命じられた。

以後、現在まで、グループ会社で勤務しており、当然、厚生年金保険に継続して加入しているものと思っていたのに、申立期間だけ未加入とされている。申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、組織人員図、健康保険組合が保管する資料、雇用保険の記録及び事業所の回答等から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にB社からA社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の直近の記録及び健康保険組合が保管する資料から、昭和49年4月から同年8月までは6万8,000円、同年9月から50年3月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から60年4月まで

私は、結婚してしばらくしたころ、母から勧められて国民年金に任意加入し、保険料もずっと納付していた。社会保険事務所で国民年金の記録を確認したところ、昭和59年4月3日に資格喪失し、60年5月21日に任意で再取得したとされていた。しかし、私には、それらの手続をした記憶は無く、申立期間の保険料も納付していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳には、昭和59年4月3日に資格喪失、60年5月21日に任意で資格取得と記されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和59年3月にA県B町からC県D市に転居しているが、D市の被保険者名簿の記録も申立人が所持している年金手帳の記録と同じであり、これは社会保険事務所に保管する被保険者台帳の記録とも一致していることから、申立人は、60年5月21日になってD市で任意加入の手続をしたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から61年3月まで
私が会社を退職して、しばらくたってから、役所から国民年金の加入勧奨状が届いたので電話で問い合わせたところ、未納期間の保険料もさかのぼって納付した方が良くと指導され、納付書が2冊送られてきた。受け取った納付書の1冊は納付期限が迫っていたので定期預金を解約して急いで納付し、その後2冊目も納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和62年2月9日に国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年1月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。

また、A市が保管する国民年金保険料収納状況一覧表兼検認簿から、昭和61年度の保険料は昭和62年4月1日に一括して納付していること及び昭和62年度の保険料は同年4月7日に前納していることが確認できることから、2冊の納付書は61年度及び62年度の納付書であり、市役所から送付されたものであると考えられる。

さらに、申立期間は加入手続きを行った時点で過年度の保険料であり、社会保険事務所の納付書で納付することとなるが、A市では、「現年度の納付書と過年度の納付書を一緒に送付することはなかった。」としている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年12月まで

私は、早くから親元を離れ独り暮らしをしていたが、25歳までは親元のA県B市に住民票を置いていた。両親からは、私の国民年金保険料を20歳から住民票を移すまで納付しておいたと聞いていたのに、未加入とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする両親は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月にC県D市で払い出されており、それ以前に、A県B市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することのできない期間である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年1月まで

私が20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をし、町内の集金組織を通じて母親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、加入手続や保険料の納付を行ったとされる申立人の母親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月14日に払い出されており、同年4月21日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年3月まで
結婚(昭和47年2月29日)後、納付金額や納付場所は定かではないが、義父が私の国民年金保険料を一括納付してくれたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父は高齢で聴取できないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年11月25日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付したとの申立ては無く、その形跡もうかがえない。

さらに、A社会保険事務局は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況を見ると、誤適用による取消しが多いため、申立人の同記号番号は職権により払い出されたものと思われると回答していることを踏まえると、払出しから一定期間経過後に保険料の納付勧奨があり、申立人の義父が当該年度初め(昭和47年4月)にさかのぼって保険料を納付したのではないかと推測される。

加えて、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出日は申立期間後の昭和52年2月16日であり、申立期間を含む46年10月から51年3月までは未納となっている。

このほか、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から61年3月まで

知人の勧めで、昭和51年9月に国民年金に加入するためA市役所B支所に行き、係の人の説明で付加保険料のことを知り、付加保険料の納付も申し込んだ。当日、知人等に、国民年金に加入し付加保険料の納付も申し込んだので20年後が楽しみであると話したことを鮮明に覚えている。

以後、納付書により定額保険料に合わせて付加保険料も納付していた。

付加保険料は長期間納付してこそ意味のあるものであり、平成5年8月以降の短期間分しか納付していないということはないはずである。

申立期間について付加保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立ての事実を裏付ける知人等の証言を得ることはできなかった。

また、A市では、定額保険料の納付書と定額保険料に付加保険料を加算した納付書を使い分けていたことから、定額保険料は納付済みとされているにもかかわらず、付加保険料のみ9年7か月という長期にわたって納付記録に誤りが生じたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年12月まで
60歳になって、満額の年金には納付期間が足りなかったため、1年間延長して国民年金保険料を納付した。ふと、娘時代はどうだったのかと思い、記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私の家族は経済的にも問題は無く、両親か兄が申立期間の保険料を納付してくれていたと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親や兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親や兄は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月19日に払い出されており、同年1月30日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間中の昭和39年4月6日に厚生年金保険加入期間（昭和34年2月25日から37年6月3日まで）の脱退手当金を受給していることを踏まえると、事業所を退職後すぐに国民年金に加入し、保険料の納付を開始したとの申立ては不自然である。

加えて、申立人の両親や兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月

納付金額や納付場所は定かではないが、夫が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。市役所で納付書が2枚発行されたのに、平成7年2月の保険料を納付せず、9年1月の保険料だけを納付するということは考えられないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫の記憶も曖昧^{あいまい}であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、平成9年5月1日に申立人の夫の記録を基に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した7年2月16日にさかのぼって取得されていることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人及びその夫の9年1月の保険料の納付日が同年4月3日と記録されていることを踏まえると、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和20年11月30日から21年3月1日まで

高等小学校を卒業し、A事業所に事務員として就職し、以来、昭和21年2月末に退職するまで、同事業所に継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間から欠落している。途中で退職した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所は昭和20年6月の空襲により、すべての工場を焼失していることから申立人の勤務実態や保険料控除に関する資料は現存していないが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、すべての被保険者が同年9月30日にいったん厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間②については、申立人を含めた数名が昭和20年11月1日に被保険者資格を取得し、同年11月30日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、A事業所、上司及び同僚に照会しても、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社で正社員のデザイナーとして勤務していたが、結婚のため、いったん退職した。その1か月後の昭和50年4月1日から嘱託のデザイナーとして再び同社に勤務し、同年11月30日に退職した。

嘱託として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言により、申立人がA社をいったん退職し、再び嘱託社員として勤務していたことは推認することができる。

しかし、同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる具体的な証言等が得られないほか、社会保険事務所の記録によるとA社は既に適用事業所に該当しなくなっており、同社の事業を継承したB社に対し、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会しても、これらを確認できる資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間について、A社が加入していたC健康保険組合の被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間については、雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 28 日から 45 年 10 月 1 日まで
結婚後、夫が経営するA社の仕事に継続して従事していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていない。納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚（申立人の義妹）の証言により、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社は、申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄済みであり、健康保険及び厚生年金保険の事務を取り扱っていた事業主（申立人の夫）は既に亡くなっており、申立ての事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は申立期間に夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月まで
A社B支社に2回勤務したのに、後で勤務した期間だけが厚生年金保険の加入期間とされ、前に勤務した期間は加入期間とされていない。
同じ会社であるのに、取扱いが違うのは不思議なので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する資料、同僚の証言により、申立人が申立期間の大半においてA社B支社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社に当時の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は外交員と思われ、収入の大半が外交員報酬である者については、事業所得者扱いとし、当初は、厚生年金保険に加入させていなかったようである。その後は加入させている。」との回答があり、同僚から聴取しても、「当時は厚生年金保険には加入していなかった。」との証言があった。

また、社会保険事務所が保管するA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の同僚も、申立期間は、厚生年金保険の加入記録が無い上、国民年金の加入記録がある。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。